

国営土地改良事業地区調査実施要領

平成元年 7 月 7 日付元構改 C 第 717 号

最終改正 令和 7 年 4 月 2 日付 6 農振第 3070 号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

殿

農林水産省農村振興局長

第1 適用

国営土地改良事業地区調査（以下「調査」という。）の実施については、国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 5 3 2 号農林水産事務次官依命通知）及び国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 4 8 6 号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 対象地区

調査は、次の地区において実施するものとする。

- 1 地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）又は都道府県知事が、将来、国が土地改良事業（この要領においては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 1 号の事業に限るものをいう。）を施行するためにあらかじめ調査を実施することを適当と認めた地区
- 2 地方農政局長等又は都道府県知事が、1 に掲げる地区のうち、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の地震防災対策強化地域、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 3 条第 1 項の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項に規定する首都直下地震緊急対策区域において、国営等事業により造成した農業水利施設について耐震に関する高度な技術的検討を要する調査を実施することを適当と認めた地区
- 3 地方農政局長等又は都道府県知事が、1 に掲げる地区のうち、次のいずれかに該当する施設を有し、国営等事業により造成した農業水利施設について耐震に関する高度な技術的検討を要する調査を実施することを適当と認めた地区

(1) 施設周辺に主要道路、鉄道、人家等があり、地震災害による人命・財産等への影響が極めて大きいと認められる施設

(2) 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、地震災害による避難・救護活動への影響が極めて大きいと認められる施設

(3) 地震災害による地域の経済活動や生活機能への影響が極めて大きいと認められる施設

4 地方農政局長等が、1 に掲げる地区以外の地区であって、特に調査を実施する必要があると認めた地区

第3 調査の内容

調査は、当該地区の現況把握等を行う基礎調査と、その結果に基づき事業計画策定を行う計画調査から構成する。各調査は、原則として次の項目について調査を実施するものとし、内容については別途定めるものとする。

1．基礎調査	2．計画調査
(1) 営農経済調査 ① 経済立地調査 ② 農業構造調査 ③ 営農立地調査 ④ 土地利用現況調査 ⑤ 土壌調査	(1) 営農計画 ① 土地利用計画調査 ② 経営計画調査 ③ 畑地かんがい計画調査 ④ 農用地利用集積計画調査
(2) 受益地調査 ① 地区地形図作成 ② 受益面積調査 ③ 土地所有状況調査 ④ 地元意向調査	(2) 用排水計画調査 ① 用水計画調査 ② 排水計画調査 ③ 水利システム管理計画調査
(3) 水利現況調査 ① 水利状況調査 ② 取水量調査 ③ 流出量調査 ④ 反復利用量調査 ⑤ 単位用水量調査 ⑥ 施設機能調査	(3) 施設地形測量 ① ダム地形測量 ② 構造物地形測量 ③ 路線測量
(4) 水源現況調査 ① 水源流量調査 ② 地下水調査 ③ 水温水質調査	(4) 地質調査 ① ダム地質調査 ② 構造物地質調査
(5) 気象調査	(5) 環境配慮調査
(6) 自然環境保全調査 ① 環境影響調査 ② 生態系調査 ③ 地域資源調査	(6) 設計積算 ① ダム設計 ② 構造物設計 ③ 路線設計 ④ 関連施設設計 ⑤ 環境との調和への配慮に係る検討 ⑥ 重要構造物に係る耐震設計
(7) 防災機能回復調査 ① 現況機能調査 ② 地域状況調査	(7) 効用調査 ① 食料の安定供給の確保に関する効果 ② 農業の持続的発展に関する効果 ③ 農村の振興に関する効果 ④ 多面的機能の発揮に関する効果 ⑤ その他効果調査 ⑥ 経済性評価
	(8) 環境影響評価調査
	(9) 協議調整 ① 河川管理者との協議調整

	② 関係機関との協議調整 ③ 他事業関連調査 ④ 補償調査 ⑤ 地元意向確認 (10) 土地改良事業計画書(案)作成
--	--

注)1. 表中の「構造物」はダムを除くものをいう。

2. 表中の「関係機関」は河川管理者を除くものをいう。

3. 表中の「防災機能回復調査」は、国営事業で造成された農業用排水施設等の機能が低下し、これにより災害のおそれが広域的に生じている場合又は排水不良、農作物の生育不良等が発生し、若しくは発生が見込まれる場合に実施するものとする。

4. 表中の「重要構造物に係る耐震設計」は、第2 の2 又は第2 の3 に該当する地区において実施するものとする。

5. 表中 2. 計画調査の(1)④及び(2)③は、第5 により国営水利システム再編事業（農地集積促進型）を前提とした調査を希望する旨申請書に記載された地区においてのみ実施するものとする。

第4 調査の主体及び体制

調査は、地方農政局長等が関係都道府県、関係市町村、土地改良区等と緊密な協力体制のもとに実施するものとする。

第5 調査地区の申請

都道府県知事は、第2 の1 、第2 の2 又は第2 の3 の地区について調査の実施を希望するときは、その旨地方農政局長等に申請するものとする。また、国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）、国営環境保全型かんがい排水事業、国営流域水質保全機能増進事業、国営水利システム再編事業（農地集積促進型）、高収益作物導入促進事業、国営施設集約再編事業、国営流域治水対策事業及び低炭素農業水利システム構築事業を前提とした調査を希望する場合はその旨申請書に記載するものとする。

申請に当たっては、調査申請書（様式1 ）に次の書面を添付し、調査希望年度の前年度の5 月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。

- 1 当該土地改良事業の計画の概要（様式2 ）
- 2 調査を実施することが適当である理由を記載した書面

第6 調査地区の上申

地方農政局長等は、調査地区の上申を次により行うものとする。この場合、調査上申書（様式3 ）に関係書類を添付し、新規調査地区にあつては調査実施希望年度の前年度、継続調査地区にあつては調査を実施している年度の6 月末日までに農林水産大臣に提出するものとする。

- 1 第5 の申請があつた地区については、当該土地改良事業計画に関する意見を付し、農林水産大臣に上申するものとする。なお、関係書類として次の書類を添付する。
 - (1) 第5 の申請書類の写し

(2) 当該土地改良事業計画に関する意見書

(3) 調査計画書(様式4)

2 1 の場合によるほか第2 の1、第2 の2 又は第2 の3 の地区について調査の実施を希望するときは、関係都道府県知事の意見を聴取のうえ、その旨農林水産大臣に上申するものとする。なお、関係書類として次の書類を添付する。

(1) 当該土地改良事業の計画の概要(様式2)

(2) 調査を実施することが適当である理由を記載した書面

(3) 当該土地改良事業計画に関する都道府県知事の意見書

(4) 調査計画書(様式4)

3 第2 の4 の地区について調査の実施を希望するときは、その旨農林水産大臣に上申するものとする。なお、関係書類として次の書類を添付する。

(1) 調査を実施することが必要である理由を記載した書面

(2) 調査計画書(様式4)

(3) 必要ある場合は、当該土地改良事業の計画の概要(様式2)

4 その年度において調査を実施している地区のうち、さらに翌年度において継続して調査を実施する必要があると認める地区については、農林水産大臣にその旨の上申を行うものとする。なお、関係書類として調査計画書(様式4)を添付する。

第7 調査地区の決定

1 農林水産大臣は、第6 により上申のあった地区の中から、毎年度予算の範囲内で調査地区及び地区別調査費を決定するものとする。

2 農林水産大臣は、1 の決定をしたときは、直ちにその旨を地方農政局長等に通知するものとする。

3 地方農政局長等は、第6 の1 又は2 により上申した地区について2 の通知を受けたときは、直ちにその旨を都道府県知事に通知するものとする。

第8 調査の実施

1 地方農政局長等は、第7 の2 により調査地区及び地区別調査費の通知を受けたときは、調査の内容について充分検討した上、1 か月以内に調査明細書(様式5)を農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」とする。)に提出し、その承認を受けるものとする。

2 関係都道府県が調査内容の一部を分担しようとする場合には、地方農政局長等は、調査区分等につき当該都道府県知事と充分協議するものとする。

3 地方農政局長等は、必要がある場合には、調査の一部を関係都道府県、関係市町村、調査

研究機関等に委託することができる。

- 4 地方農政局長等は、調査結果の報告として、別に定める書類を当該調査実施年度の3 月末日までに農村振興局長に提出するものとする。

第9 調査の完了

- 1 地方農政局長等は、第2 の1 、第2 の2 又は第2 の3 の地区の調査を完了するに当たっては、調査結果に基づく事業構想を関係都道府県、関係市町村、土地改良区等にし、調査完了年度の8 月末日までに事業実施の意向を確認するものとする。
- 2 地方農政局長等は、第2 の1 、第2 の2 又は第2 の3 の地区の調査が完了した場合には、その結果を基に環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）に定める田園環境整備マスタープランとの整合を図った土地改良事業計画書(案)（国営総合農地防災事業のうち土地改良法第87条の4の規定に基づく申請によらない事業にあつては緊急防災等工事計画(案)）(様式6)を作成し、調査完了年度の3 月末日までに農林水産大臣に提出するとともに、都道府県知事にその写しを送付するものとする。
- 3 地方農政局長等は、第2 の4 の地区の調査が完了した場合には、その結果をもとに調査報告書（様式7）を作成し、調査完了年度の3 月末日までに農林水産大臣に提出するものとする。

第10 助成

調査に要する費用は、全額国庫負担とする。

第11 この要領は平成元年7月7日から適用するものとする。

附 則

この通知は、令和7年4月2日から施行する。

(様式1)

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道にあつては国土交通省北海道開発局長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

知事名

国営土地改良事業地区調査〇〇地区の申請について

〇〇地区は、国営土地改良事業地区調査実施要領第2 の1 (又は第2 の2 、第2 の3) に該当するので調査の実施を願いたく、関係資料を添えて申請する。

(様式2)

国営土地改良事業の計画の概要

地区名		所在地						受益戸数	戸							
事業目的及び構想								主 要 工 事								
								営 農 類 型		主要作物 (ha)		総 事 業 費	百 万 円			
								-----				国 営	〃			
								-----				都道府県営	〃			
								-----				団体営	〃			

								効 用	10a 当年総効果 (便益)	10a 当年総所得	10a 当年総増加所得	10a 当 事 業 費	千 円	戸当農地 (ha)		
								作 物	円	－	円	10a 当 (国 営)	千 円	現 況		
								営農経費	円	－	円	戸 当 事 業 費	千 円	計 画		
								維持管理	円	－	円	10a 当年償還額	千 円	戸当農業所得 (千円)		
								そ の 他	円	－	円	(うち更新分)	() 千 円	現 況		
												(うち機能向上分)	() 千 円	計 画		
												総 所 得 償 還 率	%			
												増 加 所 得 償 還 率	%			
								計	円		円	円	総費用総便益比			
																地域指定等の概要
面積 (ha)	水 田	畑	樹園地	牧草地	山林原野	その他	計									
現 況																
計 画																
目的別面積 (ha)	用水改良	畑かん	排水改良			区画整理	計									
						()										

(様式2)

[illegible]

注) 記載要領については別に定めるものとする。

[年 月 日作成]

(様式3)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

地方農政局長
北海道にあっては国土交通省北海道開発局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年度調査地区の上申について

国営土地改良事業地区調査実施要領第6に基づき、〇〇年度調査地区として、別紙の地区を関係書類を添えて上申する。

(別紙)

区分	地区名	事業目的	面 積	関 係 市 町 村	適 用
(例) 継続	〇〇〇	用水改良 排水改良	ha 5,200	〇〇県〇〇市外3町	要領第6の4
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
新規	〇 〇	畑地 かんがい	2,500	〇〇県〇〇市外1町	要領第6の1
〃	〇〇〇	用水改良	7,300	〇〇県〇〇市外7町	要領第6の2

(様式4)

〇〇地区調査計画書

調査項目	全 体		〇〇年度まで (前々年度まで)		〇〇年度 (前年度)		〇〇年度 (本年度)		〇〇年度以降 (翌年度以降)		備 考
	調査内容、事業量	金 額	事 業 量	金 額	事 業 量	金 額	事 業 量	金 額	事 業 量	金 額	
	※調査内容、事業量（調査数量）を可能な限り詳細に記載する。	千円		千円		千円		千円		千円	

(注) 1. 「調査項目」欄は、小項目に細分して記載のこと。

2. 関係都道府県が調査の一部を分担する場合は、国費分と都道府県分に区分し、国費分の上段に、都道府県分を< >書きで記載すること。

(様式5)

調査明細書

内容は別途指示するものとする。

(様式6)

〇〇土地改良事業計画書（案）

内容は別途指示するものとする。

(様式7)

調査報告書

内容は別途指示するものとする。